

CICA (犯罪被害補償審査会)
2004-05 年度年次報告書および財務諸表

CICA Morley 事務所

26-30 Holberr Viaduct,
London EC1A 2JQ
Telephone:020-7842-6800
Fax:020-7436-0804

CICA Tay 事務所

300 Bath Street,
Glasgow G2 4LN
Telephone:0141-331-2726
Fax:0141-331-2287

www.cica.gov.uk

フリーダイヤル : 0800-358-3601

TSO

TSO (政府刊行物発行所) より刊行および下記が利用可能 :

オンライン

www.tso.co.uk/bookshop

郵便住所、電話、FAX および E メール

TSO

PO Box 29, Norwich NR3 1GN
電話 : 注文用/一般用 0870-600-5522
Fax : 注文用 0870-600-5533
E メール : book.orders@tso.co.uk
電話 : 0870-240-3701

TSO 販売店

123 Kingsway, London WC2B 6PQ
020-7242-6393 Fax 020-7242-6394
68-69 Bul Street, Birmingham B4 6AD
0121-236-9696 Fax 0121-236-9699
9-21 Princess Street, Manchester M60 8AS
0161-834-7201 Fax 0161-833-0634

16 Arthur Street, Belfast BT1 4GD
028-9023-8451 Fax 028-9023-5401
18-19 High Street, Cardiff CF10 1FT
029-2039-5548 Fax 029-2038-4347
71 London Road, Edinburgh EH3 9AZ
0870-606-5566 Fax 0870-606-5588

議会内書店

12 Bridge Street, Parliament Square,
London SW1A 2JX
電話：注文用/一般用 020-7219-3890
Fax：注文用 020-7219-3866

TSO 認可代理店

(イエローページ参照)

および一般書店を通じて

第9次報告書

犯罪被害補償審査会

2004-05 年度年次報告書および財務計算書

犯罪被害者補償法 1995 に従って、内務大臣および監査総長によって議会に提出され

下院議会の命により 2006 年 7 月 12 日に印刷され、

2006 年 7 月、スコットランド首相によってスコットランド議会に提出されたもの。

www.cica.gov.uk

フリーダイヤル : 0888-358-3601

HC 1427

London : The Stationery Office

SE/2006/117

£ 10.15 ポンド

CICA 犯罪被害補償審査会

CICA 綱領

犯罪被害補償審査会は下記によって暴力犯罪の犠牲者を支援することを目的とする：

- ・申請者に対して効果的で公正なサービスを提供すること
 - ・犯罪被害者補償のすべての補償請求を全面的に調査検討すること
 - ・常に敏感さと丁寧さをもって申請者を取扱うこと
-

目次

年次報告

理事長序文 - 試練の年	7
我々は、何者で何をするのか	9
はじめに	9
目標	10
補償金のタイプ	10
裁定を下す	13
裁定を再評価する	15
上訴	16
2004-05 年、我々はどのように成し遂げたか	18
目標	18
達成	18
申請の量	18
解決された申請	19
再評価と上訴の比率	19
裁定に到達する時間	20
未決済事例	20
単価	20

働き方を改善する	22
情報技術	22
訓練と開発	23
より多く、より良くコミュニケーションする	25
2004-05 年の主な目標	25
財務諸表	
財務諸表前文	29
審査会と会計官の責任について	33
内部統制に関する陳述	34
上下院とスコットランド議会への監査総長の証明と報告	38
財務諸表	40
計算書の注記	44
計算書指令	64

理事長序文

試練の年

1つの組織の強さと決断力は - 個人と同様 - 時勢が厳しいときに最も明晰に見られる。もしどちらかといえば平凡な観察が本当ならば、CICA は、いま報告しつつある年に、確かにその強さと決断力を示した。

広範囲な政府の効率見直しの一部として、この年度のスタートに向かって、我々は運営コスト - 人員配置、事務所賃貸、等々 - の予算の削減に直面した。1つの主要な対応は、すぐに人員配置の水準を下げることであった。我々が失った人員の大部分は恒常的なスタッフよりむしろ 代理店 であった。彼等は、我々のために重要な機能をはたし、高度のブ口意識と専門技術をもってそれを成し遂げてきた。

彼らがやってきた仕事は、勿論、なお行われる必要があり、それらの仕事が、最小の異論や不平で成し遂げられたことは、CICA のスタッフの質の高さを示している。最も大切な人達 - 補償を申立てている暴力犯罪の犠牲者 - に最小限の遅れしか経験させないために皆が協力し合った。

仕事仲間達に対するもう1つの感謝は、人員配置の削減にもかかわらず、それらを受理したよりも少しだけ早く事例を解決したことであり、その結果、年度の終わりまでには、我々が取扱った事例のストックが、スタート時よりもわずかながら少なくなった。

短期間でコストを削減するために出来ることには限度がある。事務所賃貸コストのように、出費の多くの領域は、1年よりもっと長い期間をかけてしか変えることが出来ない。そこで、上述の人員配置の削減や、削ることが出来る全ての予算を削り取ることを別として、経費カットのために注目した主要な領域は、手早く削減できる事であった。すなわち、委託する医療報告書の数と時期である。これは、主として、申請者が補償に対して有資格者であることが警察の証拠を通じて明確になった時にのみ、医師や病院の報告書を要請することによって達成された。もたらされた節約はかなりの金額であった。

判断基準は極めて論理的である。例えば、もし警察の証拠が申請者が補償に該当しないことを示すならば、医療報告書を要請することは単にお金の浪費である。しかし結果的に、事例裁定までの道筋は、それまでより多少時間が延びた。

この年度中、賞賛すべき事柄もあった。例えば、我々が受理した事例の警察からの報告書の遅延を減らすための実施要綱に関する警察署長協会との交渉で、首尾良い結論を得た。新しい事業案内や申請様式の作成は引続き行われた - すべてが Plain English Campaign Crystal Marks standards として作成された。そして事例の 5% 以下が CICA 上訴委員会で取扱われる上訴に進み、我々の裁定に対する上訴率は記録的な低水準となった。

この年次報告書と財務計算書は、会計方針の大きな変更のため遅くに作成された。会計方針の変更は、ごく最近になって、我々自身、後援者、および監査人の間で合意された。

総括として、困難な環境にもかかわらず - 多分それ故にこそ - この審査会が最善であったと見られる 1 年であった。それは、先導することを私が誇りに思う組織であり、そして仕事仲間としてそのスタッフを持ったことを私は誇りに思う。

Howard Webber

Chief Executive 「理事長」

15 June 2006 「2006 年 6 月 15 日」

我々は、何者で何をするのか

はじめに

犯罪被害補償審査会は、イングランド、スコットランド、およびウェールズ全体で、犯罪被害者補償制度を管理する。我々は、暴力犯罪の犠牲者となってしまった人々に補償金を支払う。我々は、グラスゴーとロンドンのオフィスから制度を運営する。

1964年に最初の制度が開始されて以来、この審査会は、前身の「犯罪被害者補償審査会」と共に、30億ポンド以上の補償金を支払ってきたが、そのことは制度を世界で最も大きくそして最も豊かな形態の一つにした。その目的は、犠牲者にその苦痛に対する有形の認定を与えることであり、そして彼らが経験してきたことに対して社会的な同情を示すことを認めることである。

我々の歴史の大部分において、1996年まで、裁定額は、犠牲者が順調な市民生活において加害者から受けたものが何かによって設定された。2005年3月で、おおよそ300の事例が初期のシステムのもとで解決されずに残されていた。すでに決着した事例を含んでいるが、それらは、治療状態が予想外に悪化したことを根拠に、申請者が審査の再開を求めたものである。この審査会はそれらの事例も取扱うが、裁定は、独立の「犯罪被害者補償上訴委員会」の法的な資格をもつメンバーによってなされる。

1996年以降、補償金のレベルは議会によって設定された尺度、すなわち「補償金額表」に従って決定されてきた。制度と補償金額表は、2001年に改正された。補償金額表は400を超える被害の記述を含んでおり、各々、£1,000ポンドと£250,000ポンドの間にある25の補償水準の1つと結びついている。

ある種の状況 - 申請者らが能力を奪われて28週間以上働くことが出来ず、そして彼らの被害が、所得の損失であれ、あるいは医療またはその他の治療の費用であれ、金銭的な損失を起こしている場合 - 補償金増額の可能性があり、更なる詳細は以下を参照されたい。殺人犯の犠牲者に生計を依存していた近親者もまた、その金銭的な損失に対する補償を求めらるであろう。どの事例であれ、支払うことの出来る最大の裁定額は、補償金額表の裁定額、所得の損失額、および特別支出額、を含めて£500,000ポンドである。

目標

我々の目標は：

- ・我々になされた全ての補償の請求を、効率的に、公正に、そして首尾一貫して処理すること；
- ・申請者が思いやりと「市民憲章」の原理に従って取扱われるよう保証すること；
- ・公的資金の公正な経理と使用を確実にすること；
- ・我々の運営の効率、有効性、および経済性における前向きな改善を成し遂げること；そして
- ・技能と能力に関して、スタッフがその全潜在能力を発揮するよう支援すること。

補償金のタイプ

補償には2つの主要なタイプがある - 人身被害給付金と致死被害給付金である。

人身被害給付金は、精神的であれ、身体的であれ、個人の痛みや苦しみを認知するために行われる。それらは常に被害の補償金額表に基づく給付金を含む（表1には2004-05年に行われた補償金額表給付金の番号と大きさを配列する）。さらに、これらの金額には以下に対する補償金が含まれる：

- ・最初の28週間の損失を超える所得額または所得能力の損失
- ・若し能力の消失が被害日から28週間以上続くならば、特別の支出、特に医療費またはその他の治療費

致死被害給付金 申請は暴力犯罪の結果死んだ人の近親者から出されるが、この基本的な構成は、資格のある各申請者に対して£5,500ポンドの死別金、または若したった1人の潜在的申請者の場合は£11,000ポンドである。さらに、次の場合、申請者は資格を有する：

- ・申請者が死亡者の収入に依存していた場合の金銭的な損失に対する補償；
- ・18才以下の子供の場合、親のサービスの損失に対する補償；そして

- ・葬式の費用、葬式の費用を負担した人が誰であれ支払われる。

制度の条文に関するより多くの情報を 2001 年補償制度案内 で見る事が出来る、それらは我々の機関から、そして我々のウェブサイト www.cica.gov.uk で入手できる。

表 1 : 2004-05 年、補償金額表レベルによって行われた給付

レベル	補償金額表 (£)	請求評価 給付件数	再評価 給付件数	上訴 給付件数	合計 給付件数	総額 (£)
1	1,000	5,236	1,116	381	6,735	6,735,000
2	1,250	1,966	257	44	2,297	2,871,250
3	1,500	5,657	723	157	6,537	9,805,500
4	1,750	549	99	36	684	1,197,000
5	2,000	3,153	424	147	3,724	7,448,000
6	2,500	1,774	424	163	2,361	5,902,500
7	3,000	41	64	59	164	492,000
7	3,300	2,514	488	113	3,115	10,279,500
8	3,500	14	19	16	49	171,500
8	3,800	1,432	238	60	1,730	6,574,000
9	4,000	5	16	37	58	232,000
9	4,400	1,847	474	142	2,463	10,837,200
10	5,000	78	58	61	198	990,000
10	5,500	1,091	199	47	1,337	7,353,500
11	6,000	8	6	17	31	186,000
11	6,600	278	65	16	359	2,369,400
12	7,500	125	155	255	535	4,012,500
12	8,200	620	216	93	929	7,617,800
13	10,000	38	19	40	97	970,000
13	11,000	814	124	34	972	10,692,000
14	12,500	2	2	4	8	100,000
14	13,500	61	23	9	93	1,255,500
15	15,000	11	11	23	45	675,000
15	16,500	320	45	11	376	6,204,000
16	17,500	12	4	11	27	472,500
16	19,000	35	4	5	44	836,000

17	20,000	12	26	71	109	2,180,000
17	22,000	208	28	14	250	5,500,000
18	25,000	2	1	5	6	200,000
18	27,000	18	4	3	25	675,000
19	30,000	2	0	1	3	90,000
19	33,000	3	1	0	4	132,000
20	40,000	9	8	17	34	1,360,000
20	44,000	3	2	1	6	264,000
21	50,000	10	3	5	18	900,000
21	55,000	4	2	0	6	330,000
22	75,000	0	0	0	0	0
22	82,000	0	0	0	0	0
23	100,000	1	0	0	1	100,000
23	110,000	1	0	0	1	110,000
24	175,000	5	1	1	7	1,225,000
25	250,000	4	1	1	6	1,500,000
	合計	27,994	5,352	2,100	35,446	120,845,650

注 1 : これらの数字は、補償金額表制度の支払のみで金銭的損失に対する支払いや補償金額表以前の制度に基づく支払いは共に除外されている。

注 2 : 表に示された合計額は、最も重大な被害に対してのみ支払われたものである。我々は、申請者の 2 番目や 3 番目に重い被害に対しても全額に比例したある率で支払う。

注 3 : 例示のため、既往症の悪化のような事態に対する個別の補償金額の減額は考慮されていない。

注 4 : 個別の補償金額表レベルで 2 つの数字がある場合は、2001 年に補償金額が増額されたことを反映している。最初より低い金額が 1996 年制度下のもので、第 2 のより高い金額が 2001 年の制度下のものである。

・ 2004-05 年に、我々が補償金額表給付を行った 35,446 人の 56% が、彼らの痛みや苦しみを認定するため £ 1,000 から £ 2,000 ポンドの間の額を受取った。

・ 所得の損失と特別支出を含む、最高給付金額の £ 500,000 ポンドは、2004-05 年度には 10 事例で支払われた。

裁定を下す

犯罪被害者補償制度は、補償に対する申請が裁定される3つの段階 - 補償請求評価、再評価、および上訴 - を認める。スタッフの半分以上が14の補償請求評価部門で働き、毎年出される65,000件程度の申請を調査し検査する。我々は各申請を評価査定するため、警察、医療機関、およびその他の関係組織からの情報を求める。

Claim officer「補償請求担当官」(給付裁定を行うスタッフ)は、給付を行うかどうかの裁定において、制度の条文を適用する。これは、警察や医療の報告書の緻密な吟味を含む厳格な手順である。2004-05年、申請の78%が補償請求評価の段階で決着した。

申請者が給付の資格を与えられるためには、数項目の適格性規範を満たさなければならない。表2には、2004-05年に否認された補償請求の件数と裁定の理由をリストアップしている。

表2：2004-05年に否認された補償請求

制度項目	規範	否認請求数
6	1964年8月以前に受けた被害	25
7(a)	同じ被害に対して以前に補償請求	121
7(b)	1979年10月以前に家族について受けた被害	18
8(a)	主として、被害が暴力の犯罪の結果ではなかった	4,907
9	申請が制度項目の制約を満たさなかった	264
11	自動車の事例：車両が傷害の意図を持つ武器として使われなかった	382
12	法律執行における事故被害：正当化または例外化できないリスク	109
13(a)	警察へ遅延なく報告せず	2,379
13(b)	加害者を裁判にかけるとき警察に協力せず	5,968
13(c)	補償審査会に協力せず	1,835
13(d)	事件の前、最中、後の品行不良	3,629
13(e)	申請者の犯罪記録 / 性格	3,470
16(a)	加害者が補償給付金から利益を得る	66
16(b)	給付が未成年者の利益に反する	0
17(a)	起訴されなかった家庭内暴力の加害者 / 補償請求の悪用	0
17(b)	家族内の成人間暴力 - 加害者と被害者が同じ家庭内で暮らしている	53
18	事件の2年以内に提出されなかった補償請求	775
25	£1000ポンドの最低給付額の資格を得るに十分でない程度の被害	9,120
26	既往症	728

合計

33,847

注 1：この表は、2001 年の制度項目の文献を用いているが、1996 年の制度の相応する条文の下でなされた裁定を含む。

注 2：この表は、事例の数より、むしろ申請が却下された理由と関係している。若干の申請では 1 つ以上の拒否の理由があり、それゆえ表の合計数は拒否された申請の合計数より多い。

2004-05 年における補償請求否認の最もよく起こった理由は：

- ・被害が £ 1000 ポンドの最低給付額の資格を得るに十分なほど重くない
- ・申請者が加害者を裁判にかけるとき警察に協力しなかった
- ・被害が暴力の犯罪の結果ではなかった
- ・事件の前、最中、後の申請者の品行不良が一因となった
- ・申請者の犯罪記録は拒否が適当であるという結果を招く

一旦、我々が適格性を確立したならば、我々は給付金の大きさを決定し、そして申請者にその裁定を交付する。

ここに示す要約は、我々が取扱う申請の広い多様性、そしていくつかの拒否の理由を例示する。

- ・申請者は家族の犬を散歩させていた、そのとき彼女は、男がピットブルテリアを彼の足で地面にピン差しされたその頭を押さえることによって制御しているのを見た。申請者は、彼女の犬に注意を払いながら、ピットブルテリアが拘束を解いて自由になるため引張っているのを見た、それで彼女は男に彼女が通り過ぎるまで彼の犬を拘束されたままに保ち続けるよう求めた。男は意に介さず彼の足を上げ、犬を解き放ち、その犬は当然ながら申請者の下肢を噛んだ。彼女は下肢に小さな傷跡が残ったことに対して £ 1,250 ポンドを給付された。
- ・申請者は、酒場でいわれのない暴行の結果、彼の手と歯に骨折を受けた。警察が現場にきたが、申請者はそのときは公式に告訴をすることを拒否したが、後日告訴をした。ある男がその結果有罪を宣告されたが、警察は申請者による告訴の遅れが彼らの調べをあ

る程度妨げたことを認めた。実際、かくして、制度の項目 13(b)の適用の結果、警察に非協力の原則を反映するため、給付の 25%の減額が行われた。

- ・申請者は、酒場を出ようとしていた、そのとき、顔見知りの女性からいわれのない暴行を受けた。彼は頭にひどい裂傷を負った。加害者は捕らえられ暴行の有罪宣告を受けた。しかしながら、その後の警察の取調べで、申請者とその加害者は長い間つかず離れずの親密な関係にあり、それ以来和解し、今は同棲していることが明らかになった。加害者が給付から利益を受ける可能性があるため、制度の項目 16(a)により申請は却下された。

裁定を再評価する

我々の最初の裁定に不満足な人達は再評価を求めることが出来る。再評価申請は、新たに調べが行われ、そして裁定は、最初の裁定を行ったものより上位のスタッフによってなされる。再評価裁定は、最初の裁定よりも申請者にとってより好ましいもの又はより好ましくないものから変化しないかもしれない。必要ならば、再評価スタッフは下記のいずれかに該当するかどうかを決定するために、申請者、警察、および医療やその他の機関からより一層の調査を行う：

- ・我々は、すでに提供されていた情報を見落としていた又は誤解していた
- ・申請者が新しいそして関係のある情報を持っている
- ・警察や医療機関が不完全なあるいは間違った情報を最初に提供した
- ・被った被害が補償金額表の記述やレベルに正しく合致していなかった
- ・元の裁定を変更するその他の理由が存在する

ここに示す要約は、補償請求評価段階で行われたものとは異なる再評価裁定を例示する。

- ・申請者は、いわれのない暴行の犠牲者で、その際に顔面の損傷を受けた。医療機関から得られた診断書は、申請者は鼻に腫れと打撲傷を受けているが、しかし骨の損傷はないことを示していた。従って、申請者の被害は給付の資格がなく補償請求は却下された。再評価段階で、申請者は、呼吸の問題で病気になり専門家の治療のため差し向けられたと主張した。さらに診断書は、申請者が鼻の隔壁の変形を受け、手術を必要とすること

を証明した。そして、この根拠により、補償金の給付が行われた。

- ・申請者は、大晦日に戸外で社会活動中、女性から暴行されたと主張した。申請者が述べたところでは、警察は現場に来たが、事故の痕跡がなかったと我々に告げた、そしてこの事例は補償請求担当官によって却下された。彼女の再評価要求では、彼女は警察に書面の申立てを行い、事件は地方紙によって報道されたと述べた。更なる調査が行われ、警察がこの事例の記録を発見した、そして事件が報告されていたこと、および申請者がいわれのない暴行の犠牲者であったことを確証した。満額の補償が行われた。
- ・申請者は警察官であり、逮捕に抵抗する加害者との激しい格闘中に手の傷害を受けた。診断書は、申請者が彼の指の神経に損傷を受けたこと、その主な影響は4ヶ月間続くことを示していた。補償請求評価で、給付は28週間続く神経の損傷に対して行われた。再評価段階で、申請者は、彼が更に治療を必要としていること、そして治療の見通しでは神経の損傷が恒久的であることを示した。申請者の開業医は神経の損傷により起きる感覚の麻痺が多分恒久的であることを証明し、より高額な給付が審査会によって行われた。

再評価が完了すると、我々は申請者に我々の裁定を、理由の説明を多少詳しくして書き送る。もし申請者が再評価裁定に満足しないならば、独立の犯罪被害者補償上訴委員会による口頭ヒアリングを要求できる。2004-05年、再評価に進んだ事例の78%がその段階で落着いた。

上訴

若し口頭のヒアリングがある場合は(ある状況では、上訴を書面で取扱うことが出来る)我々の Presenting Officers Unit「陳述役員団」が、申請者によって提出された上訴の理由を考慮して、改めてその事例を調査することにより審議の準備をする。我々は、書類の証拠を集め、検査し、そして見出しを見つけ、そして上訴委員会で裁定されるべき諸問題の要約を編集する。それらは、現在までの我々の裁定の根拠を選び出し、上訴に最も関係しそうな事例の要素に、申請者と委員会の注意を引くようにするためである。

ヒアリングでは、陳述役員が審査会を代表して事例を委員会に提出する。彼又は彼女が、事実のアウトラインを述べ、我々が以前に申請をどのように評価したかを説明し、そして申請者とその他の証人に質問をする。委員会と上訴人もまた質問をする。どのような上訴事例でも、審査会ではなく、委員会が最終の裁定を行う。

ここに示す要約はいくつかの上訴事例を例示する。口頭のヒアリングでは、明らかに、上訴委員会のメンバーにとっては、話される証拠、そしてしばしば、彼らが裁定の基礎をおくその他の追加的情報が得られるという利点がある。

- ・ある建築家が二人の男によって暴行された。彼は右足の腱の損傷と肋骨の骨折を受けた。加害者は重傷害の罪を宣告された。補償請求評価と再評価段階で、£ 1,100 ポンドの補償額が提示された。男は働くことが出来ないのので上訴した。整形外科医の報告書が申請者の身体障害の性質と程度を立証した。上訴委員会のヒアリングで、£ 54,130 ポンドの最終給付額が裁定された。これは£ 7,650 ポンドの傷害の補償金額表給付と£ 46,480 ポンドの過去の所得の損失分を含んでいる。申請者は、整形外科治療の後、仕事に復帰した。
- ・22 才の男は、酒場で別の男が彼を殴った後、損害の補償を申し入れた。補償請求評価段階で、申請者が我々の手紙に返事をしなかったので申請を却下した。彼は我々に連絡なしに住所を変えていた。彼が連絡を取ってきたとき、再評価が行われた。我々は、男の傷害は£ 1,000 ポンドの最低給付金額の規範を満たすに十分でないとして裁定した。犠牲者は彼の顔にかすり傷を負っていた。X 線は骨折がないことを示した。彼は一般開業医の出席を必要としなかった。上訴委員会は我々の裁定を支持した。
- ・59 才の学校給食のおばさんが、大きな料理トレイ運んでいた、そのとき二人の生徒が喧嘩をしながら入ってきて、事故報告書の記述のままいえば、彼女と出会いがしらにぶつかった。上訴人は、トレイが彼女の手から滑り落ちるのを止めようとして手首を捻挫した。補償請求評価と再評価では、傷害は事故で起き、したがって、この事例には暴力犯罪は存在しなかったため、給付は行われなかった。しかしながら、ヒアリングでは、上訴人は、男の子の一人が、わざと彼女の腕に激しくぶつかり、実際、彼らは二人とも結果的に彼女の腕にぶら下がったと話した。このことは報告書では表現されなかったが、委員会は彼女の説明を受入れ、それにしたがって、捻挫した手首に対する満額補償金の£ 2,500 ポンドを給付した。

2004-05 年、我々はどのように成し遂げたか

目標

我々の中核目標は：

- ・我々が受理するよりも多くの事例を解決すること。我々は、未決済の事例の数を減らし、そして申請を最終決着させる時間を最小にすることを指す。
- ・事例の 90%で、申請の受理から 12 ヶ月以内に、補償請求評価段階における裁定に到達すること。この目標は、事例がすべて 1 年では裁定できないことを認める。
- ・制度の条文と顧客サービスを改善する我々の努力が認められると同様に経済的に事例を解決すること。我々は、これを 1 つの事例解決の平均単価として計る。

達成

- ・我々は、申請を解決する目標を越えた。ランニングコストの予算減少により、我々は解決事例の目標を前年より低く設定した - 64,000 件。スタッフの決意とハードワークにより、我々はこれを 3,000 件近く越えた (4.5%)。
- ・3年目の運営のために、我々は未決済の申請数を削減した。
- ・我々は予算を £2.5 百万ポンド下回った - 11%の節約 - そして単価を 7%近く引き下げた。これは、2003 年に行われた手続き変更から生じる医療報告書コストの削減を継続した結果である。

申請の量

申請の量は下降傾向が続いた。我々の予想の 72,000 件と比較して、我々は 66,290 件の新しい補償金額表申請を受理した (復活事例や治療を理由にした再開要求を含んでいる)。これは、2004-05 年の合計 70,595 件の 6.5%に当る減少であった。我々は、治療を理由にした再開で前身制度であるプレ補償金額表に基づく事例 80 件の申請を受理した。

我々が依頼した調査によれば、より良いコミュニケーションへの投資が、制度についての改訂文献、新しいウェブサイト、そして電話相談サービスなどの手段を通じて、潜在的な

申請者が申請がうまく行くかどうかについてより明確な考えを得る助けとなっている。我々の電話相談サービスへの呼び出し回数は、以前と比べて 2004-05 年には殆ど 2 倍になった。

解決された申請

2004-05 年の目標は 64,000 件の補償金額表適用による解決であった。実際、我々は 66,699 件の解決を達成した。

表 3 は、プレ補償金額表制度を含む総合目標と達成状況を示す。

表 3：解決された申請件数 - プレ補償金額表制度と補償金額表制度が合体された事例数

	2002-03	2003-04	2004-05
解決された補償請求の目標	81,000	77,500	64,250
達成	79,972	77,487	66,898
達成率%	99	100	104

再評価と上訴の比率

表 4 が示すように、補償請求評価段階で争われてる裁定の比率は、22%近くで安定している - 申請の 80%近くがこの段階で結論が出たことを意味する。そして再評価裁定における上訴の割合は、2003-04 年の裁定の例外的な混り合いによって上向きの後、2004-05 年には 2002-03 年より下に落ちた。

2004-05 年についての統計のより詳細な分析では、事例の 90%を越えて、補償請求評価段階の裁定が、申請者によって受入れられ、又はその後の再評価/上訴段階で是認された。再評価でなされた裁定についても、状況は殆ど変わらず、90%近くが申請者によって受入れられ又は上訴で支持された。

表 4：補償金額表制度での再評価および上訴の比率

	2002-03	2003-04	2004-05
再評価に進んだ補償請求評価事例の比率%	21.8	22	21.7
上訴に進んだ再評価事例の比率%	24	25.3	21.6
総合上訴比率% ¹	5.2	5.6	4.7

1. その年に受理される上訴の件数は再評価のアウトプットで変動する。この数字は再評価と上訴の比率の積であり、真実の状況を示すと考える。

裁定に到達する時間

申請者にとって、公正な決定を待たねばならない時間を最小にすることの重要性を我々は認識している。残念ながら、表 5 が示すように、補償請求評価段階での裁定到達は 2003-04 年よりも少し長かった - 12 ヶ月の目標期間内に裁定される事例の比率 (2003-04 年の 74.4% に比べて 73.4%) もあまり複雑でない事例における我々の成績も。

表 5 : 裁定に到達する時間、2004-05 年

受理からの時間	裁定の件数	%	累積%
2 ヶ月以内	4,072	6.60	6.60
2-4 ヶ月	7,252	11.75	18.35
4-6 ヶ月	9,347	15.14	33.49
6-8 ヶ月	9,456	15.32	48.81
8-10 ヶ月	8,291	13.43	62.25
10-12 ヶ月	6,898	11.18	73.42
12 ヶ月以上	16,402	26.58	100.00
合計	61,718	100.00	

未決済事例

2002-03 年と 2003-04 年には、我々は未決済事例の総件数を大規模に侵食した。2004-05 年は、これを継続することが出来なかった。しかし表 6 が示すように、受理する事例よりも少し多くの事例を解決することにより、我々はなお、未決済事例の総数の削減を何とか少し成し遂げている。

表 6 : 2005 年 3 月 31 日における未決済申請数

	2003	2004	2005
最初の裁定待ち	60,807	56,142	59,188
再評価裁定待ち	9,779	9,097	8,708
最初又は再評価裁定への申請者の対応待ち	15,677	14,577	12,294
上訴待ち	5,184	5,174	4,391
合計	91,447	84,990	84,581

単価

£ 19 百万ポンドの運営経費をその年に解決された事例の合計数で割ると、単価 £ 284 ポンドになる。これは 2003-04 年の数値に対し 7% の削減である。これは、賃金単価や賃貸料の増大にもかかわらず達成された。

我々のスタッフの費用は、予算の£11百万ポンドに対比して、£10.5百万ポンドであった、そして2003-04年の費用は£12百万ポンドであった。2005年3月末で、我々は426人のスタッフを持つが、前年は489人であった。

その他の運営経費は、予算の£10.65百万ポンドや2003-04年の実績£11.5百万ポンドに対比して、£8.5百万ポンドであった。これは、最も変動しやすい分野、主に医療報告書のコストに対して行われた節約の結果であった。

2002-03年、医療報告書の総費用は£5.4百万ポンドで、非スタッフ費用の42%であった。我々は、2003年11月に2つの手順変更を導入した。すなわち、優先事例を除き、警察からの報告書を受取り検討するまで、医療報告書の入手を延期すること、そして我々の調査を病院よりむしろ申請者の一般開業医に絞り込むこと、であった。2つを合わせて、報告書に関する出費を£1百万ポンド削減し、2003-04年には£4.4百万ポンドになった。

2004-05年には、新しい申請の減少、報告書の外注における一層の節約、および我々のケースワーク削減目標により丁度£2百万ポンドにまで引き下げた。しかしながら、この期間には、重要な増加要因があった、それは、医療報告書の手数料を増額することについてBMA「英国医療協会」と合意に達していなかったことである - この事案はBMAとの討議を継続する。

医療報告書の使用の節約を行うに当り、裁定の品質に悪影響を及ぼすリスクを検討した。しかしながら、我々の「安全品質保証チーム」による調査検討によって品質の低下がないことが示された。

働き方を改善する

我々が作成する年次報告書は全て、スタッフが我々の主要なそして最も重要な資源であるという趣旨のステートメントを含んでいる。しかし繰返しがそのステートメントの誠実や真実を決して低下させるものではない。

スタッフのかなりの多数部分が、ケースワークプロセスの3つの段階 - 補償請求評価、再評価、および上訴 - において事例を直接的に取扱っている。法律顧問、情報技術、警察、および訓練部門のチーム、そして行政、品質管理、および財務の要員が、彼らを支援するために待機している。理事長と彼の12人の管理チーム仲間が、業績を先導しそして管理する。実体をいえば、その仕事は、審査会のスタッフ全員がその潜在能力をフルに達成できるように支援することである。

CICAのケースワーカーは、やり甲斐はあるが、厳しい役割を果たしている。彼らは、原因や責任の複雑な問題を取り扱い、日割り単位で、請求者の適格性に関して難かしい評価診断を行う。それをする場合、彼らは医療や警察の報告書を詳細に解釈しなければならない。彼らはまた、申請者が障害のため働くことが出来ないという結果をもたらす場合、複雑な金銭計算をしなければならない。したがって、全てのスタッフにとって、特別な訓練と支援は大変重要である。

情報技術

2004-05年、我々は、継続してCICAのインターネットシステムを開発し、そしてアップグレードした。主なプロジェクトは：

オラクル（訳注：TV電話の一種）のケースワーク用データベースをアップグレードする

このプロジェクトは2004年12月初めに、開始の承認が与えられた。現在のバージョンOracle 8iは、サポートされなくなりつつあり、もっと最新の製品に移行することは、今や避けられなかった。選択はOracle 10gへの移行で、現行のパートナーMI Servicesを起用してアップグレードを行う。大部分の開発作業は予定通り2005年3月31日の契約日まで完了した。目標は、試験段階に進み、そして2005年8月中にOracleのケースワーク用データベースのアップグレードされたバージョンを達成することである。

Lotus Notes システムをアップグレードする

このプロジェクトも2004年12月初めに、開始の承認が与えられた。Notesの現行バージョン

ョンは、1999 年以来ソフトウェアもハードウェアも実質的な変更なしで使われてきた。Notes システムは、Oracle training and test の環境と同じハードウェアを分け合っていたが、歪みによってひび割れが始まっていた。全体のプロジェクトは、従ってソフトウェアのアップグレードだけでなく、Notes システムに Sun 社の専用のハードウェアを備えるものであった。このプロジェクトは予定通り完了し、CICA の全スタッフに対するロールアウトは 2005 年 3 月に完了した。

政府安全イントラネット(GSi)

商務省は GSi ネットワークの運用のために見張人役のソフトウェアを再セットしたが、この仕事は、2005 年 6 月までに Cable&Wireless から Energis に移管される。我々は、安全コンサルタントに助言を求めて会い、2005 年 2 月、無事に新しいサプライヤー Energis へ移行した。このプロジェクトの更に難しい作業が、新しい認定標準に合致させながら、現在の会計年度まで続く。

ヘルプデスク(相談窓口)

我々は、報告強化と設備拡大を適用することによって、ヘルプデスクの操作手順の見直しを完了した。これは、我々の IT システムのユーザーから受けた呼出しが全て、より効果的で効率的に処理されることを確保する助けになる。

CICA ウェブサイトのコンテンツ管理

コミュニケーションと政策チームの仕事仲間との合同作業において、我々はウェブサイトの内容を見直したが、進行形のかたちでそれを継続する。GSi の Energis への移行による技術的問題が、合意された全てのサイトの変更を行うことに遅れをもたらした。

年度の期間中、我々はまた、多くの統計を内務省やスコットランド政府のスポンサーに提供し、議会質疑の回答や情報公開の要請を援助した。

訓練と開発

2004-05 年に、トレーニングチームは 115 の訓練行事を様々な形で実施し、我々のキャリア開発プログラムを通じて、スタッフを初期の手ほどきから、より専門的な仕事の技能訓練を経て、将来の願望に向かって、育成した。

トレーニングチームは、スタッフ、ラインの管理者、および Training Liaison Committee 「訓練連絡委員会」と協同で、特定の役割に対する訓練を開発するために働く。その役割は特定のニーズや仕事の分野に適合し、そして我々の全体的な事業目標を支えるものであ

る。我々はまた、我々の投資者の学習ニーズも包含する。例えば、我々は、訓練の説明や作業部会を通じて、犠牲者支援団体、地方自治体、および警察と共に作業をする。

我々の導入プログラムは全てにスタッフにとっての基本である。これは基礎的な知識や技能を全ての人に提供することを確保する。今年、我々は導入訓練を医療情報を集めるというより実際の学習に拡大し、ケースワーカーが、申請者の持っている犯罪記録の重要性をより効率的に評価することを支援する新しいソフトウェアに基づく訓練を実施した。

知識や経験をお互いに分ち合うことによって得る学習は価値がない。2004年4月、我々は、財務的損失のケースワークに従事する専門的ケースワーカーのために**学習フォーラム**を導入した。これは、我々の専門家が、お互いに最高の実務を分ち合うことを通じて、彼らの技能や知識を継続的に開発することを可能にする。

年度の終わりに向かって、我々は、**マネージメントへの導入プログラム**の評価を完了した。これは、マネージャーにそのマネージメント技能における最初のレベルの開発を提供するものである。この訓練の効果を評価することは重要であった。マネージャとスタッフがフィードバックを与えるために招かれた。評価結果はプログラムの価値を強調したが、次ぎのレベルのマネージメント訓練に対する着想と、同様に、改変すべき点も示唆した。

キャリア開発訓練は、申請用紙への記入、評価センター、そして面談のような分野における技能を開発することによって、スタッフに将来の準備をさせるものである。

誰もがまた、学びそして開発する外部の機会を利用することを奨励される。我々は、スタッフが、品質とリスク保証、情報公開、プロジェクトマネージメント、およびIT開発のような専門家の役割と同様、学位レベルで学ぶより上の教育で自己開発をすることを支援し、財政的援助を提供する。我々はまた、引続き家庭学習センターを提供する。

より多く、より良くコミュニケーションする

Policy and Communication Team「政策とコミュニケーションチーム」は5つの主要な機能を持つ：

- ・一般大衆、顧客、我々のスタッフ、およびメディアに CICA の仕事を説明すること
- ・スタッフに彼らの仕事をするために必要な情報を提供すること
- ・暴力犯罪の犠牲者が我々のところにたどり着く方法を知ることを実践すること
- ・正当な根拠のある申請を奨励し、明らかに制度の範囲外であるものを止めさせること
- ・申請者が手続きを理解し、関係する情報を提供し、そして我々との関係に現実的な期待を持つことを実践すること

2004-05 年の主な目標

チームの開発

2004 年 3 月以前は、分かれて存在していたので、政策とコミュニケーションチームは1つになった。その仕事がスタッフにとって明確になり、効果的に監督され、評価される強力なチームを作ることが必要であった。

政策支援

そのチームは、引続きスタッフ教育とヘルプデスクサービスの開発を行い、制度の解釈と実地的な申請に関する手引きをスタッフに提供した。例えば、年度中、チームは、

- ・政策支援とケースワーク訓練におけるギャップを識別するために、ヘルプデスクの質問を分析し、この情報を訓練のトレーナーと共有した
- ・2002 年の初めからの全チームの簡約した質疑応答をカバーする Lotus Notes のデータベースの見出しへの直接アクセス法をスタッフに提供した
- ・the Data Protection Act「データ保護法」の解釈に関する政策ガイダンスを与えた

情報の重要提供者

・警察

チームは、スタッフが警察の報告書をもっと容易に得られるようにした仕事の実施要綱と改訂された手続きや書式を手に入れるために、マネジメントチームと共に作業した。実施要綱は 2005 年 1 月に導入された。

・医療機関

チームは、医療報告書の手数料に関する BMA (英国医療協会) との交渉において、引き続きマネジメントチームを支援した。

内部コミュニケーション

変革マネジメントプログラムは、チームの仕事を集中化し、そして支えるために開発された。我々は、管理の品質とスタッフの動機付けについて、審査会内部のコミュニケーションのアセスメントを実施した。結果として、新しいプログラム、Improving Life at Work 「仕事における生活改善」が開発された。

・チームコミュニケーション

チームコミュニケーションの評価は、現在の書式でのチーム状況説明の終結、そしてチームミーティングの運営およびより効率的な相互コミュニケーションについて、スタッフを支援するトレーニングの開発をもたらした。

・マネジメントの品質

マネジメント訓練を改善する方法を認定するために、マネジメントチームとトレーニンググループと共同で、作業が継続している。

・スタッフ査定評価

チームは、2004 年 9 月に毎年のスタッフ査定評価を発表し、そして 11 月に結果を公表した。スタッフによって提供された情報は、仕事における生活改善プログラムにおいて取り組むべき分野を認定するために使われた。

・スタッフの表彰、報酬、および動機付け

チームは、スタッフが行う仕事に対して報酬と表彰を最善に行う方法について、スタッフの見解を得るために、Glasgow と London の事務所でグループ討論を開催した。グループは、CICA を横断的に全ての階層から 40 人程度に及んだ。結果は、次の 18 ヶ月間の我々の仕事を形成し開発するために使われるであろう。

・ **仕事における健康**

チームは、Scotland's Health at Work 「スコットランドの仕事における健康」(SHAW) プログラムの枠組内で、継続して条項の標準を改善したが、次のことが含まれる :

- ・ 2004 年 9 月、全スタッフに健康ニーズ評価アンケートを出すこと
- ・ 男女のガンの認識を高めるため Glasgow の事務所でセミナーをアレンジすること
- ・ 冬季に健康でいることにアドバイスを与えるセミナーにスタッフを動員すること
- ・ Glasgow と London の事務所における運動ジムの可能性を調査研究すること
- ・ スコットランド政府の政策変更を反映するために、Glasgow の事務所に新しい喫煙ポリシーを制定すること、そして健康関連活動に使われる喫煙室の改造を援助すること
- ・ Glasgow の事務所で運動活動 - ピラティス、ヨガおよびボディバランス組織すること
- ・ London の事務所でストレス自覚セッションを運営すること

外部コミュニケーション

・ **メディア関係**

メディアとの接触の効果を改善するために、我々は、

- ・ 制度案内と我々から受取ることが期待できる情報を説明するジャーナリスト向けの案内を制作した
- ・ 時間はずれのメディアの問い合わせを取扱うための新しい実施要綱を内務省と共に開発した
- ・ 適当な場合、補償制度の原則への批判に率直に対応した ; 例えば、Head of Legal Services 「法令サービス主席」が Scolag Legal Journal の 2004 年 4 月号に特集記事を寄稿し、強姦や性的暴行の事例における補償に関する CICA のポリシーを順序だてて説明した、そして理事長は、BBC Radio4 の You and Yours でインタビューを受け、補償問題を説明した

- ・ BBC Radio4 の Law in Action や BBC TV の Panorama を含め、メディアを通じ施策制度を説明するためより反応のある機会を取り上げた
- ・ 犯罪被害者補償を話の筋とする BBC のメロドラマ Eastenders と密接に作業した；研究チームと台本作者を支援して、我々は数百万の潜在的申請者に近づくことが出来た

財務諸表前文

はじめに

1. この財務諸表は、2004年4月1日から2005年3月31日までの犯罪被害補償審査会(以下審査会という)の業績を報告する。それは、犯罪被害者補償法1995(以下法という)のセクション6に従って、大蔵省の承認を得て、内務大臣によって与えられたAccounts Direction「計算書指令」に従って作成された。内務大臣は、1つ又はそれ以上の犯罪被害を受けた人に対してまたは関して、補償金の支払いについて取決めを作る必要がある。これらの取決めは、1995年12月12日に内務大臣によって作成され、そして2001年4月1日に改定され、犯罪被害者補償制度(以下制度という)の中に整えられた。

バックグラウンド情報

2. 審査会は、内務省とスコットランド政府によって後援された非部局公共団体(NDPB)である。それは、制度に基づいて、そしてかつての不文法に基づく好意の制度(以下プレ制度という)によっても、支払いを行う。法のセクション3(4)(b)によって内務大臣によって任命された審査会のClaims officer「補償請求担当官」が、制度に従って補償請求を裁定する。その裁定は、法のセクション5(1)(b)に基づき内務大臣によって任命された審判員によって構成される独立の「犯罪被害者補償上訴委員会」(委員会)に自由に上訴できる。プレ制度に基づく申請も、審査会によって処理されるが、このような裁定は上訴委員会のメンバーによって行われる。
3. 法のセクション6(3)は、各会計年度に、内務大臣が命じたような様式で、内務大臣が適当と考えるような人が財務諸表を作成することを求める。制度の下では、Accounting Officer「会計官」として、理事長が、審査会についてこのような財務諸表を作成しなければならない。委員会は自身の年次報告書と収支計算書を作成する。
4. 計算書は、Financial Reporting Advisory Board「財務報告監修局」から助言を受けた、Executive Non-Departmental Public Bodies Annual Report and Accounts Guidance「行政非部局公共団体年次報告書および計算書手引き」に沿って作成されてきた。収支計算書はまた、大蔵省によって出版されたAccounting Guideline「会計指針」にも沿っている。
5. 審査会は、管理費と補償給付金の支払いに関して、スコットランド政府の分担金を含めて、内務省からの交付金によって資金を供給される。

6. 2005年3月31日でのバランスシートは、正味£1,257百万ポンドの負債を示している。これは、審査会のその他の収入で負担されない範囲を、スポンサー部局からの将来の交付金によってのみ負担されることになる、将来満期の来る負債が算入されていることを反映している。その理由は、収入と支出に対して議会の統制が適用される通常の実決の下では、このような交付金が必要に先んじて支給されないからである。これらの負債は、主に、補償金額表制度の下で、すでに受理された申請、またはこれから受理されるはずの申請に行われると考えられる給付金の支給に影響する。
7. 2005-06年の交付金は、その年に期日の来る負債を負担するために必要な金額を考慮して、すでにその年の部局の予算に含まれており、議会の承認も得られた。内務省は、ここ当分の間、審査会の活動に資金の提供を続けることを書面で確認した、それで内務省部局の将来の財政援助や議会の承認がなくなると考える理由はない。したがって、これらの財務計算書の作成に対して、進展中の事業という基準を採用することは適切と考えられる。

支払い実績

8. 審査会は、Better Payment Practice Code「善良支払実務規準」に従い、すべてのインボイスに受取りの28日以内、又は信用状の規定期日以内に支払いを行う。2004-05年に支払われたインボイスの実例調査では、97%が28日以内に支払われた。我々は、この実績を改善することを決めた - 実に100%の目標を達成することである。支払い督促状が出た場合、28日以内又は信用状の規定期日に行われなかった支払いを調査検討するための、公式の手続きが定められた。審査会は、Commercial Debts Interest Act 1998「商業債務利子法1998」に基づき、支払い遅延に係る利子を払う必要はなかった。

活動のレビュー

9. 2004-05会計年度は、補償金額表制度の運営から9年目であった。この制度に基づく仕事は断然メインの活動であった。2004-05年の業務目標は64,000件の申請を解決することであった。その年に66,699件の補償請求が解決され、そして12,294件以上の事例で裁定への応答が待たれた。補償金額表制度に基づく補償の現金支出は£166.9百万ポンドであった。我々はまた、プレ制度の下での補償請求の在庫一掃を継続した。この制度下での解決件数は目標の250件に対して199件であった。関係する補償金の支出は£19.2百万ポンドで、合計の補償の現金支出は£186.2百万ポンドであった。支給における活動費用を含めると合計£231.6百万ポンドが収支計算書の補償金に勘定計上された。

年度の結果

10. 2004-05 年に、審査会は内務省から £ 204.1 百万ポンドを交付金として受取った、それはスコットランド政府からの分担金 £ 21.3 百万ポンドを含んでいる。前身の制度における補償金支出が上の 6 項目で報告された準備金に対して勘定計上された。発生ベースで報告された支出の正味削減額は、現金ベースで報告された交付金収入と相殺し、£ 46.5 百万ポンドの営業欠損、そして £ 1,257 百万ポンドの全体資金の赤字となった - 主として上述の準備金のためである。
11. 補償金額表制度の準備金は、進行中の申請の有り得る合計正味最終評価額のみならず、2005 年 3 月 31 日又はそれ以前に起きた事件から、将来受理される可能性のある申請の有り得る合計正味最終評価額も認定するという専門家の保険経理上の助言で得られた。
12. 審査会は、プレ補償金額表制度に対する準備金を再評価診断した。審査会の代理人が 2005 年 3 月 31 日現在での未決済プレ補償金額表事例を再評価した。この作業は、暫定支払いからの総負債が必要な改定準備金に達すると推論されることを示した。
13. 審査会は、補償金額表制度に関係する収入を統合基金に支払う必要がある。2004-05 年に、合計 1 百万ポンドが統合基金に支払われた。
14. 年度中に、合計 0.8 百万ポンドが積立金から収支口座に繰入られた。この繰入は、固定資産の減価償却と再評価、そして固定資産の除却損に関係する。

バランスシート後の出来事

15. 2005 年 12 月 7 日、内務省は補償金額表制度の変更について諮問文書を発表した。現段階で、有り得る結果やその影響は不明である。

将来の開発

16. 報告されるべき事項はない。

従業員

17. 審査会は人に投資する、その理由は、訓練や開発に投資することは事業の目的を達成する上で不可欠の部分の演じるからである。審査会は、事業の目標を達成し、そしてより広い経歴と自己啓発を提供するために、必要な知識と技能を全てのスタッフに備えさせるといった戦略と計画を実行している。

身体障害者

18. 審査会に配属されるスタッフの募集と雇用は、機会均等雇用主としてのポリシーと慣例に従って、現在、内務省とスコットランド政府によって行われている。

情報公開法

19. 審査会は、Freedom of Information Act 2000「情報公開法 2000」の要件を満たすために政策と手順を開発してきた。それらは 2005 年 1 月 1 日に施行された。

監査

20. the Comptroller and Auditor General「監査総長」は審査会の外部監査人であり、法令によって任命され、議会に報告される。2004-05 年の法定監査費用は、£ 87,900 ポンドであった（2003-04 年は £ 97,800 ポンド）。

監査委員会

21. 2005 年 1 月、現行の非行政議長に加えて、2 人の非行政部長を補充することによって監査委員会が強化された。非行政部長は審査会の上級管理チームに対し価値ある助言や支援を与える。

審査会と会計官の責任について

審査会の責任

公共団体の役員メンバーに対する最善業務の規則に関する内閣府のガイダンスに基づき、審査会は、公的資金の使用における公正さを確保すること、およびその使用について適正な会計を行うことに対して責任がある。

犯罪被害者補償法のセクション 6(3)および犯罪被害者補償制度の項目 4 に基づき、審査会の会計官は各会計年度に財務計算書を作成しなければならない。これらの計算書は大蔵省の承諾を得て、内務大臣が指示する様式と基準で作成されなければならない。財務計算書は発生ベースで作成され、年度末における機関の業務状態、そしてその会計年度における収入と支出、認定された所得と損失合計、およびキャッシュフロー、などの真実で公平な展望を与えなければならない。

財務計算書の作成において、審査会は以下をする必要がある：

- ・ 関係する会計処理や公開要件を含み、大蔵省の承諾を得て内務大臣によって公布された会計指令を守る、そして恒常性を基準に適切な会計方針を適用する
- ・ 合理的な根拠で判断や推定を行う
- ・ 適用可能な会計標準に従って来たかどうかを明言する、そして財務報告書における重要な変更を公開し説明する
- ・ 犯罪被害補償審査会が事業を続けると推定することが不適當でなければ、進展中の事業の扱いで報告書を作成する

会計官の責任

内務省の会計官は、犯罪被害補償審査会の理事長をその会計官として任命した。会計官として彼の関係する責任は、大蔵省によって公布された the Non-Departmental Public Bodies Accounting Officers Memorandum 「非部局公共団体会計官覚書」に列挙され、そして Government Accounting 「政府会計」の中で公表されている

内部統制に関する陳述

会計官として、私は審査会が内部統制システムを稼働し、維持することに責任がある、そのシステムは、内務省とスコットランド政府と合意した、審査会の方針、目的、および目標の達成を支援し、そして私が個人的に責任のある公共の資金と資産を、「政府会計」の中で私に与えられた責任に従って守る。

内部統制のシステムは、方針、目的、および目標が達成されないという失敗のリスクを除くよりもむしろ管理するために考案されている。それは合理的な有効性の保証を与えるだけで絶対的なものではない。

内部統制のシステムは、審査会の方針、目的、および目標の達成に対する主要なリスクを識別し、可能性と潜在的な影響の点からそれらのリスクを評価し、そして効果的、効率的、そして経済的に管理するために考案された進行中のプロセスに基づいている。内部統制のシステムは、2005年3月31日に終わる年度中、そして年次報告書と計算書の承認の日まで、審査会で実施されてきた。それは大蔵省のガイダンスにもかなっているものである。

NDPB とはいえ、審査会は、部局あるいは非行政議長職を持たない。その構造はむしろ、部局のある機関のものと同種で、理事長とマネージメントチームが先頭に立つ。機関内部の管理リスクの責任は理事長にあり、マネージメントチームと共に、審査会への重大なリスクを定期的に見直し、新しいリスクが現れるかどうか考える。理事長はまた、組織のリスク管理を監督する監査委員会による助言を受ける。

スタッフとの相談やマネージメントチームの検討の拡大プロセスを通じて、組織を上げてのリスク一覧表が生み出された、その中で主要なリスクが、その起きる可能性と我々の目的や目標を達成する能力に対する影響力を条件に評価された。一覧表には、各リスクを管理し監視する手はずと責任を負う管理者を明示した。

審査会のリスクを管理するアプローチは、定期的な管理情報の枠組、職務の分離を含む管理手順、委任と責任のシステム、および手続きのガイダンスや基準に基づいている。特に、それは以下を含む：

- ・全てのスタッフのために中核的ガイダンスを維持保全する、そしてケースワークの各段階に特定して最善業務ガイダンスの手順を標準化する

- ・ 内部の政策と標準化の委員会によるケースワーク方針と手順の定期的な見直し
- ・ 「訓練連絡委員会」によって見直しされる、ハイレベルの仕事特定の訓練と指導を提供する
- ・ 予算と目標を定める、職務を分離する、そして権限レベルを特定化する
- ・ マネージメントチームの公式会合（通常、年に 10 回）における計画と予算に対する業績の再評価、そして財務、業務、人員配置、および訓練のリスクの見直し、可能ならば定量的な指標を用いる
- ・ ケースワーク支援と財務の IT システムを開発し統合する、それは統制を包含し、リスクの監視について例外やその他の報告を生み出すことが可能になる
- ・ IT システムの開発における内部顧客の密接な関与と綿密な公開前テスト
- ・ 審査会の独立監査委員会の定期的会合
- ・ 審査会のスポンサーの内務省とスコットランド政府との定期的公式会合
- ・ 適当ならば、公式のプロジェクトマネージメント訓練
- ・ 安全と品質保証セクションによる標準的遵守テストのチェックと特別のリスクベースの調査研究のプログラム

政府標準で仕事をする the Home Office Audit and Assurance Unit 「内務省監査保証集団」が審査会の内部監査サービスを提供する。かれらは、定期的な報告書を提出し、少なくとも 1 年毎に、審査会の内部統制のシステムの適正さと有効性について独立的意見を改善のための勧告と一緒に提供する。私はまた、「安全と品質保証セクション」による、遵守プログラムの査察結果や彼らが調査するよう頼まれていた特別なリスクについての報告書を受取る。

会計官として、私はまた内部統制システムの有効性を見直す責任を持っている。これについての私の論評は上述の手段によって通知される：

- ・ リスクリストと統制システムが見直されるマネージメントチームの会合

- ・ 内部監査人の仕事
- ・ 安全と品質保証セクションによる報告書
- ・ 内部統制の枠組の開発と維持保全に責任を負う管理者の仕事
- ・ 監査委員会の助言
- ・ マネージメントレターやその他の報告書でなされる外部監査人の批評

内部監査報告書で強調されたように、年次報告書の作成における継続的な改善の必要性により、更なる助言支援が得られ、2003-04年と2004-05年の報告書の仕上げに役立ち、そして2005-06年のシステムと計画の見直しに役立った。

2004-05年中に、我々のシステムに多くの重要な変更が行われ、リスクの制御を改良する新しい見直しが着手された。

- ・ 重要な発展は、2005年1月、現行の非行政議長を支援するために、監査委員会に2人の非行政メンバーを任命したことである。その後の委員会の考慮すべき事項の見直しの後、そのメンバーを完全に非行政にすることが決定された。
- ・ 外部監査人からの助言で、「安全と品質保証セクション」は、支払いに関する安全確認により大きな信頼を置くことが出来るように、それを修正した。
- ・ 我々の内部監査人は「安全と品質保証セクション」の作業を評価診断し、効率と有効性について価値ある勧告を行った。
- ・ 「安全と品質保証セクション」は、裁定の品質評価プログラムを開始した。
- ・ 2004年7月、年度初期の「安全と品質保証」報告書をフォローして、医療報告書の注文と支払いに関する新しい統制が実施された。
- ・ 「中央ファイルマネージメントユニット」が2004年12月にロンドン事務所に設立され、新しい申請の配分および事例裁定と給付承認の処理に対するより効果的な統制が可能になる。設立の前に、ユニットに対して、計画に対する公式リスク分析が行われた。

- ・ 2004 年 11 月、事例ファイル保管の有効性と効率を改善するために、ケースワーク IT システムにファイル破棄日付を記録する設備が導入された。

Howard Webber
Chief Executive and Accounting Officer
Criminal Injuries Compensation Authority
15 June 2006

上下院及びスコットランド議会への監査総長の証明と報告

私は、犯罪被害者補償法 1995 のセクション 6(3)に基づき、21～38 ページ (和文ページ 41～63) の財務計算書を監査したことを証明する。これらの財務計算書は、ある固定資産の再評価と 25～27 ページ(和文ページ 45～49)に示された会計方針によって修正されたが、歴史的な慣例の下で作成された。

審査会、理事長、および監査役、各々の責任

17 ページ (和文ページ 33) で述べられているように、審査会と理事長は、犯罪被害者補償法 1995 のセクション 6(3)と、大蔵省の承諾を得て、それに従い財務処理の不変性を確保するために、内務大臣によって作られた指令に従って財務諸表を作成する責任がある。審査会と理事長はまた、年次報告書の序文とその他のコンテンツの作成にも責任がある。私の責任は、独立の監査役として、法律によって確立され、the Auditing Practices Board「監査業務局」と監査業務倫理ガイダンスによって指導を受ける。

私は、財務諸表が、真実で公平な見方を与えているか、そして犯罪被害者補償法および大蔵省の承諾を得て、それに基づいて内務大臣によって作られた指令に従って作成されたかどうか、そして全ての重要な点で、収入と支出が議会によって意図された目的に充当されたか、そして財務処理がそれらを支配する権限に順応しているか、に関して私の意見を報告する。もしも前文が財務諸表と一致していないなら、若しも審査会が適正な会計記録を保持していないなら、あるいは若しも監査のために私が必要な情報や説明を受取っていないなら、私の意見の中で報告する。

私は、年次報告書に含まれるその他の情報を読み、そして監査された財務諸表と一致しているかどうか検討する。私は、若しも明らかに間違った申立てや財務諸表との重要な不一致に気付いたならば、私の証明に対する連座を考える。

私は、18～19 ページ (和文ページ 34～37) の陳述が内部統制に関する陳述についての大蔵省ガイダンスの順守を反映しているかどうかを評価する。若しもそれが大蔵省によって規定された要件を満たしていなければ、あるいは若しも陳述が誤解を招いたり、あるいは財務諸表の監査から私が気付いたその他の情報と一致しないならば、私は報告する。会計官の内部統制に関する陳述が全てのリスクと統制をカバーしているかどうか、私は考える必要はないし、考えない。私はまた、委員会の共同統制手順の有効性あるいはそのリスクや制御の手順の有効性に関して意見をまとめる必要はない。

監査意見の根拠

私は、監査を「監査業務局」によって発行された the United Kingdom Auditing Standards 「英国監査標準」にしたがって実施した。監査は、テストベースで、財務諸表に含まれる財務処理の金額、公表、および不変性に関係ある証拠の検査を含む。それはまた、財務諸表の作成において審査会と理事長によって行われた重要な推定や判断の評価、そして会計方針が、審査会の環境に対して適当であるか、不変的に適用されているか、そして適切に公表されているか、の評価診断を含む。

私は、監査を、間違いによるものであれ、詐欺あるいはその他の不正行為によるものであれ、財務諸表に重大な間違いがないことを、そして、全ての重要な点で、支出と収入が議会によって意図された目的に充当されてきたことを、そして財務処理がそれらを支配する権限に順応していることを、合理的に保証するのに十分な証拠を提供するために、私が必要と考えた情報と説明が全て得られるように計画しそして実行した。私の意見を作るに当り、私はまた、財務諸表における全体的な情報発表の適切さを評価した。

意見

私の意見として：

- ・財務諸表は、2005年3月31日における、犯罪被害補償審査会の業務状態の、そして欠損、全認定所得と損失、および年度末のキャッシュフローについての、真実で公正な展望を与える、そして犯罪被害者補償法 1995 のセクション 6(3)および大蔵省の承諾を得てそれに従って内務大臣によって作られた指令に従って、適正に作成されている
- ・全ての重要な点で、支出と収入は議会によって意図された目的に充当され、そして財務処理はそれらを支配する権限に順応している

私は、これらの財務諸表に関して指摘すべき所見を持たない。

John Bourn

Comptroller and Auditor General

National Audit Office

157-197 Buckingham Palace Road Victoria

London SW1W 9SP

28 June 2006

財務諸表

2005年3月31日期末年度の収支計算書

		2004-05	2003-04
	注記	£ 000	£ 000
<u>£ 000</u>			
交付金		2	204,114
241,563			
<u>補償金額表およびブレ補償金額表補償金</u>			
補償金額表制度	11	229,084	218,442
ブレ補償金額表制度	11	<u>2,507</u>	<u>47,208</u>
			231,591
265,650			
スタッフ経費	4	10,474	12,073
管理費	5	8,548	11,509
リース修繕費	11	<u>50</u>	<u>1,250</u>
			<u>19,072</u>
<u>24,832</u>			
営業支出合計			<u>250,663</u>
<u>290,482</u>			
営業損失		(46,549)	(48,919)
その他収入	3	1,458	1,796
資本仮勘定	1(vi)	43,176	41,545
統合基金返済額		<u>(1,090)</u>	<u>(505)</u>
			<u>43,544</u>
<u>42,836</u>			
積立金の繰入前保有欠損 および資本仮勘定戻入れ		(3,005)	(6,083)
積立金の繰入	13	846	561
資本仮勘定戻入れ	1(vi)	<u>(43,176)</u>	<u>(41,545)</u>

		<u>(42,330)</u>	<u>(40,984)</u>
積立金の繰入後当期欠損 および資本仮勘定戻入れ	12	<u>(45,335)</u>	<u>(47,067)</u>

収入と支出は全て継続する営業から派生するものである。

2005年3月31日期末年度の損益計算書

		2004-05	2003-04
	注記	£ 000	£ 000
<u>£ 000</u>			
積立金の繰入後当期欠損 および資本仮勘定戻入れ	12	(45,335)	(47,067)
固定資産再評価(損)/所得	13	<u>(241)</u>	<u>684</u>
		(45,576)	(46,383)
資本費用に使われた交付金	2	110	571
政府準備金からの繰入額	13	<u>(846)</u>	<u>(561)</u>
		<u>(736)</u>	<u>10</u>
認定当期損失合計	13	<u>(46,312)</u>	<u>(46,373)</u>

バランスシート 2005 年 3 月 31 日現在

	注記	2005 年 3 月 31 日		2004 年 3 月 31 日	
		£ 000	£ 000	£ 000	£ 000
£ 000					
固定資産 :					
無形資産	6	185		346	
有形資産	6	<u>1,200</u>		<u>1,776</u>	
					1,385
2,122					
流動資産 :					
借入金	7	1,219		1,236	
前払金	8	456		921	
現金および預金	14	<u>3,720</u>		<u>2,986</u>	
		5,395		5,143	
債権 (満期 1 年未満の金額)	9	<u>(5,459)</u>		<u>(4,702)</u>	
正味流動 (負債) / 資産			(64)		441
資産合計引く流動負債					
					1,321
2,563					
債権 (満期 1 年以上の金額)	10		(1,177)		(1,579)
負債と負担金に対する準備金					
ブレ補償金額表制度	11	(192,207)		(208,924)	
補償金額表制度	11	(1,063,141)		(1,001,002)	
リース修繕費	11	<u>(1,300)</u>		<u>(1,250)</u>	
			<u>(1,256,648)</u>		<u>(1,211,178)</u>
正味負債			<u>(1,256,504)</u>		<u>(1,210,192)</u>
政府資金					
収入支出準備金	12		(1,257,627)		(1,212,292)

その他準備金	13	<u>1,123</u>	<u>2,100</u>
		<u>(1,256,504)</u>	<u>(1,210,192)</u>

HowardWebber
Chief Executive and Accounting Officer
15 June 2006

25 ~ 38 ページ (和文 45 ~ 63) の注記はこれらの計算書の 1 部を形成する。

2005 年 3 月 31 日期末年度のキャッシュフロー計算書

		2004-05	2003-04
	注記	£ 000	£ 000
<u>£ 000</u>			
<u>営業活動</u>	15		
営業活動からの正味現金流入/(流出)		365	(9,407)
<u>その他営業外収入</u>			
その他収入		1,425	1,758
統合基金への返済額		<u>(1,090)</u>	<u>(505)</u>
		336	1,253
<u>投資と金融サービスによる利益</u>			
受取利息			33
38			
<u>資本支出と金融投資</u>			
有形固定資産取得支払		<u>(109)</u>	<u>(571)</u>
正味現金流入/(流出)		624	(8,687)
<u>資金調達</u>			
資本支出に対する交付金	2	110	571
現金の増(減)	14	<u>743</u>	<u>(8,116)</u>

正味借入金の変動の分析

	2004年4月1日	キャッシュフロー	その他負担金	2005年3月31日
	£ 000		£ 000	£ 000
<u>£ 000</u>				
現金、預金	2,986	734	-	3,720

25 ~ 38 ページ (和文 45 ~ 63) の注記はこれらの計算書の 1 部を形成する。

計算書の注記

注記 1 会計方針

(i) 計算書の基準

25 ~ 38 ページ(和文 45 ~ 63)の注記と共に 21 ~ 24 ページ(和文 41 ~ 44)に提示されている財務計算書は、発生ベースで、大蔵省の承認を得て、「犯罪被害者補償制度 1996 および 2001」に従って、内務大臣によって作られた「計算書指令」に従って作成されている。

2005年3月31日現在、犯罪被害補償審査会のバランスシートは、正味£1,257百万ポンドの負債を記録している(2004年、£1,210百万ポンド)。これは、審査会のその他の収入源で負担されない範囲を、内務省からの将来の交付金によってのみ負担されることになる、将来期日の来る負債が算入されていることを反映している。その理由は、収入と支出に対して内務省の統制が適用される通常の実決の下では、このような交付金が必要に先んじて支給されることがないからである。

2005-06年の交付金は、その年に期日の来る負債を負担するために必要な金額を考慮して、すでにその年の内務省の予算に含まれており、議会の承認も得られた、そして内務省の将来の財政援助や議会の承認がなくなると考える理由はない。したがって、これらの財務諸表の作成に対して、進展中の事業という基準を採用することは適当と考えられる。

(ii) 会計処理の実決

財務諸表は以下を満足すること：

- ・ 審査会にとって適当である範囲内で、the Companies Act 1985「会社法 1985」の会計処

理と公表の要件

- ・ Accounting Standards Board 「会計標準局」によって公布された標準
- ・ HM Treasury 「大蔵省」の公表と会計処理の要件
- ・ 内務大臣によって審査会に公布された計算書指令と財務覚書の要件
- ・ 大蔵省によって公布された「行政非部局公共団体年次報告書と計算書の手引き」

(iii) 交付金

歳入と歳出のために受取られた交付金は、関係する年度の収入の貸方に記入される。資本取得のために使われた交付金は、政府の交付準備金の貸方に記入される。各年、交付金によって取得された固定資産の減価償却費に見合う金額が、そして再評価引当金のバランスを超えた再評価欠損金が、計算書の政府の交付準備金から免除される。

(iv) 固定資産

有形固定資産

資産は、もしそれらが、継続ベースの使用を意図されるならば、そして本来の取得コストが個別ベースで£500ポンド又はそれ以上、あるいはグループベースで£25,000ポンド又はそれ以上ならば、固定資産として資産計上される。固定資産は、国家統計局により出版された the Price Index Numbers for Current Cost Accounting 「現在コスト計算用価格指標ナンバー」の使用によって、取得の月から、現在での更新コストで評価される。全面改装コストは歴史的コストベースで評価される。全ての資産の残存価値とそれらに適用される減価償却方法は各会計年度末に再評価される。

再評価における剰余金は再評価引当金の貸方に記入される。もし再評価における欠損金が再評価引当金のバランスを超えるならば、欠損金は計算書の借方に記入される。

審査会は、現在の会計年度に寄付された資産を受取らなかった。

無形固定資産

購入されたコンピュータのソフトウェアライセンスは、£ 500 ポンド又はそれ以上の支出が行われた場合、無形固定資産として資産計上される。無形固定資産は、the Office of National Statistics「国家統計局」により出版された the Price Index Numbers for Current Cost Accounting「現在コスト計算用価格指標ナンバー」の使用によって、取得の月から、現在での更新コストで評価される。

(v) 減価償却

減価償却は、全ての固定資産に、直線的に、下記のような予想寿命にわたり均等にそのコストあるいは評価価値を償却するよう規定される。

一新コスト	リースの残存期間
家具および事務所機器	10年
コンピュータ機器	3から5年
ソフトウェアライセンス	3年

ITシステムのソフトウェアやシステムの開発費用は、それにかかった期間で償却される。

(vi) 仮勘定

大蔵省のガイダンスによれば、期間中に使われる資本のコストに対する仮勘定は、その費用を資金調達するための仮の収入を同額戻入れることと一緒に収支計算書に含まれる。期間中の資本費用は、全資産引く負債の期中に使われた資本の平均価格に適用される大蔵省のディスカウントレート（商業手形割引率）3.5%を用いて計算されが、下記を除く：

- a) 資本費用のコストが経年に比例して調節された期首価格に基づいている有形および無形固定資産

コストの増加分をプラス

期首バランスシートで評価された除却分をマイナス（除却前のその後の資本支出をプラス）

期首バランスシート価格の低下額に減損分をマイナス（その後の資本支出をプラス）

有形固定資産の減価償却分と無形固定資産の償却分をマイナス

b)費用が無視できる寄贈資産

したがって、2004-05 年、これは次のように計算される (単位 £ 1000 ポンド):

$$\text{有形および無形固定資産} : 3.5\% \times (\text{£ } 2,122 + \text{£ } 110 - \text{£ } 132 - \text{£ } 600) = \text{£ } 52.5$$

有形および無形固定資産を除く負債を引いた正味資産

$$\text{期首} : (\text{£ } 1,210,192) - \text{£ } 2,122 = (\text{£ } 1,212,314)$$

$$\text{期末} : (\text{£ } 1,256,503) - \text{£ } 1,385 = (\text{£ } 1,257,889)$$

$$\text{平均} : (\text{£ } 1,235,101.5) \times 3.5\% = (\text{£ } 43,228.5)$$

$$\text{年度の資本費用の合計コストは} : (\text{£ } 43,228.5) + \text{£ } 52.5 = \text{£ } 43,176$$

2003-04 年は、したがって、次のように計算される (単位 £ 1000 ポンド):

$$3.5\% \times (\text{£ } 1,210,192 + \text{£ } 1,163,819) / 2 = \text{£ } 41,545$$

(vii) 税上乗せ価格 (VAT)

審査会は VAT を登録する資格がなく、全てのコストは VAT を含めて示される。

(viii) 裁判所判決からの収入

1996 年 4 月 1 日以前に行われた申請、それらは審査会によって今も持ちつづけられているが、に関係するものは別にして、国家裁定や犯罪裁判を通じて加害者から回収されたものはすべて、内務省とスコットランド政府の統合基金に払い込まれる。

(ix) 架空コスト

2004-05 年に審査会に対して提供された内務省のサービスの架空コストはこの収支計算書に反映されていない。これらのコストは全内務省支出に含まれる。内務省の見直しは、これらを計算するためのより確固とした方法論を開発するために進行中である。

(x) 退職手当の会計処理

FRS17 に基づいて、PCSPS 協定の下にカバーされない受給資格のあるスタッフの長期年金

債務に備える必要がある。しかしながら、審査会で働くスタッフは全て PCSPS 協定の下でカバーされている。従って、長期年金債務のための負債はこの収支計算書では勘定されない。

(xi) リースの運用

全てのリースに対する修繕誓約のために、収支計算書に 1.3 百万ポンドの引当金が確立されてきた。これは、適当な内務省部局により与えられた推定に基づいている。建物の運用リースに支払われた賃貸料金は、その発生時に支出として勘定される。

(xii) 準備金

審査会は、バランスシートの日付の時点でタイミングや金額が不確かな法的又は推定的義務のために、その義務を果たすために必要な費用を最善の推定に基づいて準備する。それらの義務は、プレ補償金額表制度と補償金額表制度のための準備金とリース建物の修繕のための引当金からなる。

プレ補償金額表制度

プレ補償金額表制度の準備金は、バランスシート日付における全てのプレ補償金額表制度事例の負債を反映する。負債に到達するため、審査会によって雇用された法律家によってケースバイケースの評価診断をフォローして蓄積され、それから犯罪被害者補償上訴委員会のメンバーによる抜取り再評価を受ける。すでに行われた暫定支払いは差し引かれて、正味負債になる。

準備金は、2001-02 年に収支計算書とは別に、プレ補償金額表制度の下で決着されずに残っている全ての事例の評価診断に基づいて、はじめて設定された。残っている事例は長期決着の考えられる事例を含むため、審査会のマネージメントは年度末の準備金は適切であると考えられる。

補償金額表制度

審査会の会計方針は、現在審理中の全ての申請の有りうる全正味価格のみならず、年度末以前に起きた事件から将来に受理する可能性のある申請の価格も、負債として認める。

これらに対する推定値は専門家の保険統計上の助言によって得られた。

保険統計的予測法は、補償金額表制度の準備金を推定するために使われ、将来の補償請求

に影響するであろう諸問題に関する情報と共に、歴史的な補償請求データの調査検討にも関係する。この仕事から、将来申請されるであろう補償請求パターンが誘導された。これらのパターンに基づいた分析方法は、すでに受理された申請の最終的価格やすでに起こった事件に関して受理されることになる申請の価格を予測するために使われる。

修繕

修繕に対する引当金は、審査会が、過去の出来事に基づく経済的利益を繰入れる将来の義務を持つことを認めた年度に、認定される。

注記 2 収入 - 交付金

	2004-05	2003-04
	注記	
	£ 000	£ 000
受取り交付金		
補償金支払い - 内務省からの受取り交付金	183,114	218,000
管理費 - 内務省からの歳出用交付金	<u>21,000</u>	<u>23,563</u>
	204,114	241,563
管理費 - 内務省からの資本調達用交付金	<u>110</u>	<u>571</u>
	<u>204,224</u>	<u>242,134</u>
スコットランド政府の分担金を含む受取り交付金		
補償金 Vote 5 subhead D4	20,143	23,980
管理費 Vote 5 subhead C2	<u>1,121</u>	<u>2,592</u>
	<u>21,264</u>	
		<u>26,572</u>

注記 3 収入 - その他の収入

	2004-05	2003-04
	£ 000	£ 000
国家裁定 - 継続性	130	144
国家裁定 - 非継続性	627	736
裁判所補償命令 - 継続性	-	(6)
裁判所賠償命令 - 非継続性	539	588
銀行利息		33

38			
その他の行政収入		<u>129</u>	<u>296</u>
			1,458
1,796			

注記 4 雇用コスト

審査会は、スコットランド政府又は内務省から任務につく従業員によって要員配置されている。

a) スタッフコスト

	<u>2004-05</u>	<u>2003-04</u>
	<u>£ 000</u>	<u>£ 000</u>
給与と手当		8,560
8,736		
社会保障費		559
650		
その他年金		1,068
1,120		
代理店スタッフ		245
684		
時間外手当	<u>42</u>	
<u>883</u>		
		10,474
12,073		

b) スタッフ数

年度におけるフルタイム換算の雇用人員の平均数は次の通り（上級管理職を含む）:

	<u>2004-05</u>	<u>2003-04</u>
ケースワーク	368	397

管理	87	100
代理店スタッフ		<u>14</u>
<u>37</u>	469	534
	<u>2004-05</u>	<u>2003-04</u>
スコットランド政府	326	355
内務省	129	142
代理店		<u>14</u>
<u>37</u>	469	534

c) 上級スタッフ

理事長は審査会の会計官の役割を実行する。彼に付いて公表された報酬は支払われた総額を示している、上級事務弁護士と副理事長の報酬も同様に行われている。

スタッフの常任メンバーは全て、現在審査会の任務についているが、彼らの親組織の従業員のままである。彼らはすべて、「公務員年金制度」(PCSPS) の常勤メンバーである。親組織は、彼らの給与の支払と彼らの年金制度への分担金の出資の責任がある。彼らは審査会に適当な負担をするが、しかし審査会は彼らの年金に責任はなく、彼らの年金資格の詳細はこの計算書には示されない。

PCSPSは、無拠出多雇用主限定利益制度であるが、内務省とスコットランド政府はその基礎資産と負債のシェアを識別することが出来ない。1999年3月31日に全面的な保険経理評価が実施された。詳細は内閣府の資産報告書で見ることが出来る：Civil Superannuation (国家老齢者年金) (www.civilservice-pensions.gov.uk)

2004-05年、雇用主の分担金£1,068千ポンド(2003-04年、£1,120千ポンド)がPCSPSへの支払い期限であったが、それは給与等級区分に基づいて受取り可能な年金額の12から18.5%の範囲にある4つのレートの1つである。給与等級区分の安定を前提として、レートは次の2年間は同じであろう。雇用主の分担金は、政府保険計理士による全面的制度評価に従って、5年ごとに見直しされる。分担率は、それが発生する利益を反映し、実際にその費用が生じたときではない、そして制度

の過去の経験を反映する。

2002 年 10 月 1 日以降に公務員に加わった従業員は、雇用主の分担金のついた投資年金である、組合年金の口座を開くことが出来る。2004-05 会計年度で、審査会で働くスタッフメンバーでこのオプションを選んだものはいなかった、したがって分担金もなかった。

d) **Cash equivalent transfer values (CETV) 「現金等価移動価値」**
(2003-04 年は CETV は使われない)

これは、ある特定の時点において、あるメンバーによって生じる年金制度の利益の現在価値を保険経理的に評価診断するものである。評価される利益は、メンバーの蓄積利益と制度から支払われる偶発的な配偶者の年金である。CETV は、メンバーがある制度を退会し以前の制度で蓄積した利益を移転することを選んだとき、別の年金制度又は債務整理契約における年金利益を手に入れるために、ある年金制度又は債務整理契約によって行われる支払いである。示される年金の数字は、年金制度の全会員の結果として個々人が蓄積した利益に関係し、公表される上級の地位での功労の結果ではない。CETV の数字は、個々人が CSP 契約に移転した、そして CS 予算額が仮定された追加の年金負債と同額の繰入額を受取った、別の制度又は債務整理契約における年金利益の価値を含んでいる。

それらはまた、自分の費用で年数を追加する年金サービスを購入した結果としてメンバーに蓄積された追加的年金査定額も含む。CETV は Institute and Faculty of Actuaries 「保険経理士協会」によって定められたガイドラインと枠組の範囲内で計算される。

CETV の実増額は、雇用主によって効果的に投資された増加金額を反映している。それは、インフレによる蓄積年金の増加額、従業員によって支払われた分担金 (別の年金制度又は債務整理契約から移転された利益の査定額を含んでいる) および出発点と終点の一般的市場評価因子を考慮している。

		2004-2005						
		£ 000	£ 000	£ 000	£ 000	£ 000	£ 000	
£ 000								
	年齢	給与と	60 才で	60 才で	CETV 2005.3.	CETV 2004.3.	CETV 実増額	組合年

		年金	の年金 実増額 と関係 総額	の蓄積 年金合 計と関 係総額 2005.3. 31現在	31現在	31現在		金口座 への雇 用主分 担金
H. Webber 理事長	50	65-70	年金 0.0-2.5 総額 0.0-2.5	年金 25-30 総額 0.0-2.5	351	323	28	0
A. Johnstone 上級弁護士	45	55-60	年金 0.0-2.5 総額 2.5-5.0	年金 10-15 総額 30-35	155	136	19	0
E. McKeown 副理事長	51	60-65	年金 0.0-2.5 総額 0.0-2.5	年金 20-25 総額 60-65	335	304	11	0

2003-2004

		年齢	給与と年金	£ 000	£ 000	£ 000
				60才での 年金実増額	60才での 蓄積年金合 計 2004.3.31 現在	
H. Webber	理事長	49	70-75	2.5-5.0	25-30	
A. Johnstone	上級弁護士	44	60-65	0.0-2.5	25-30	
E. McKeown	副理事長	50	60-65	0.0-2.5	25-30	

注記5 管理費

	2004-05	2003-04
	£ 000	£ 000
不動産経費		3,363
3,519		
監査手数料 - 外部		88
98		
監査手数料 - 内部		23
18		
家具備品		131
95		
情報と出版		42

80	IT 開発と保全		592
482	医療/歯科料金		2,029
4,421	その他手数料	353	854
	郵便と電話	590	595
	文房具	181	226
	訓練		83
141	旅費と滞在費 - スタッフ		171
294	旅費と滞在費 - 証人		7
10	謝礼金		54
17	減価償却費		600
514	固定資産除却損		5
26	不良債務放棄/(回収)	70	130
	不良債務準備金増加/(減少)	<u>160</u>	<u>(21)</u>
	管理費合計		8,548
11,509			

注記 6 固定資産

	有形固定資産				2005 年
	土地建物	IT	家具備品	建設中資産	3月31日
	£ 000	£ 000	£ 000	£ 000	£ 000
<u>£ 000</u>					
費用					
2004年4月1日現在	479	2,083	309	-	2,871
増加額		-	30	28	-
67					
除却額	-	(117)	(15)	-	(132)

等級変更	(1)	-	1	-	0
再評価	-	(311)	11	-	(300)
2005年3月31日現在	478	1,694	334	0	2,506

減価償却

2004年4月1日	(331)	(614)	(151)	-	(1,096)
負担額	(34)	(358)	(29)	-	(421)
除却額	-	116	11	-	127
等級変更	1	-	(1)	-	0
再評価	-	90	(6)	-	84
2005年3月31日	(364)	(766)	(176)	0	(1,306)

2005年3月31日現在

正味簿価	114	928	158	0
------	-----	-----	-----	---

1.200

2004年3月31日現在

正味簿価	148	1,469	158	0
------	-----	-------	-----	---

1.775

無形固定資産

ソフトウェア	建設中資産	3月31日
	£ 000	£ 000

£ 000

費用

2004年4月1日現在	509	-	509
増加額		43	-

43

再評価	(59)	-	(59)
-----	------	---	------

2005年3月31日現在	493	0	493
---------------------	------------	----------	------------

減価償却

2004年4月1日現在	(163)	-	(163)
負担額	(179)	-	(179)
再評価	34	-	34

2005年3月31日現在	(308)	0	(308)
---------------------	--------------	----------	--------------

正味簿価-2005年3月31日現在	185	0	185
-------------------	-----	---	-----

正味簿価-2004年3月31日現在 346 0 346

資産合計

正味簿価 2005年3月31日現在 1,385

正味簿価 2004年3月31日現在 2,121

注記7 負債：1年以内返済予定金額

	2005年 3月31日 £ 000	2004年 3月31日 £ 000
取引借入金	261	373
裁判補償金	874	805
公的請求金	261	255
その他借入金		<u>194</u>
8		1,590
1,441		
貸倒引当金	<u>(371)</u>	<u>(205)</u>
1,236		1,219
<u>貸倒引当金</u>		
期首残高		205
226		
引当金増加/(減少)額	<u>166</u>	<u>(21)</u>
期末残高	371	205

注記8 前払金

	2005年 3月31日 £ 000	2004年 3月31日 £ 000
支払金		-
145		
融通金	339	641

IT 保全費	59	129
その他	58	6
	456	921

注記 9 債権：1年以内満期予定金額

	2005年 3月31日 £ 000	2004年 3月31日 £ 000
取引貸出金		162
23		
その他貸出金		75
-		
その他貸出金 - プレ補償金額表制度		1,641
1,869		
その他貸出金 - 補償金額表制度		2,859
1,998		
増加額		722
812		
		5,459
4,702		

注記 10 保有預金（1年以上後に満期予定の債権金額）

適当な後見人が決定される前に時々、申請者の名前で保有口座に給付が行われる。

	口座の数	2004-05 £ 000	2004-05 £ 000	口座の数	2003-04 £ 000	2003-04 £ 000
<u>£ 000</u>						
保有預金						
期首残高		35		1,579		37
3,445						
預金額	10	2,277		16	741	
既存口座預金増加額		-			220	
受取利息		54			65	
						2,331
1,026						
閉鎖口座	24	1,539		18	1,138	
引出額		1,128			5	

CICA への払戻し	26	1,711
犠牲者への支払利息	<u>40</u>	<u>38</u>
	<u>(2,733)</u>	<u>(2,892)</u>
期末残高	21	1,579

注記 11 負債と負担金に対する準備金

	ブレ補償金表制度	補償金表制度	リース修繕費	合計
	£ 000	£ 000	£ 000	£ 000
<u>£ 000</u>				
2004 年 4 月 1 日残高	208,924	1,001,002	1,250	1,211,170
年度中発生額		2,507	229,084	50
231,641				
年度中未使用戻入額		-	-	-
-				
年度中使用額	<u>(19,224)</u>	<u>(166,945)</u>	-	<u>(186,169)</u>
2005 年 3 月 31 日残高	192,207	1,063,141	1,300	1,256,648

ブレ補償金表制度と補償金表制度の年度中使用額の地域分割

	2004-05	2003-04
		£ 000
<u>£ 000</u>		
暴力犯罪犠牲者への地域別給付金		
England and Wales		164,329
205,458		
Scotland		<u>21,840</u>
<u>22,022</u>		
		186,169

227,480

ブレ補償金額表制度の準備金は、1996 年以前に存在したその制度から継承されたままの未決済事例に関する審査会の負債を反映する。審査会の会計方針に従って、準備金は毎年見直され、そしてその時点の各申請の状況に基づいた、年度末における可能性の有る解決金額を反映する。多くの事例が複雑であり、最終的な補償金の評価が行われるまでに数年かかるであろう。審査会はこれらの負債に関する如何なる資産も保有しない。補償金は内務省から入手できる交付金から支払われる。

補償金額表制度の準備金は、1996年および2001年の補償金額表制度に基づいて、年度の終わりまでに起きた事件から受理された又は受理される可能性のある申請に関する審査会の負債を反映する。審査会の会計方針に従って、準備金は、将来の補償請求開発に影響を与える諸問題に関する情報と共に、歴史的補償請求データから導き出される。申請の約4分の3が評価診断され、そして資格のある申請については、申請の受理から1年以内に提示が行われる。審査会はこれらの負債に関する如何なる資産も保有しない。補償金は内務省から入手できる交付金から支払われる。

£1.3百万ポンドの長期負債は、全てのリースの修繕誓約に対して計算書に設定されてきた。これは、内務省の適当な部局による将来を配慮した推定に基づいている。

注記 12 収入と支出の積立金

	2005年3月31日	2004年3月31日
	<u>£ 000</u>	
<u>£ 000.</u>		
期首残高	1,212,292	1,165,225
期中欠損金	<u>(45,335)</u>	<u>(47,067)</u>
期末残高	1,257,627	1,212,292

注記 13 政府資金における積立金と移動

	2005年	2004年
	注記	注記
	3月31日	3月31日
	<u>£ 000</u>	
<u>政府積立金</u>		
期首残高		1,401
1,391		
資本購入に使われた交付金	2	110
571		
収支積立金に繰入れられた固定資産評価損	(241)	(21)
収支積立金に繰入れられた減価償却費	(600)	(514)
収支積立金に繰入れられた固定資産除却簿価	<u>(5)</u>	<u>(26)</u>
期末残高		665
1,401		
<u>再評価積立金</u>		
期首残高		699

15		
資産再評価益		5
705		
資産再評価損	(246)	(21)
期末残高		458
699		
積立金合計		<u>1,123</u>
<u>2,100</u>		
<u>収支積立金への繰入</u>		
固定資産評価損		241
21		
固定資産除却損		5
26		
政府交付準備金からの繰入減損		<u>600</u>
<u>514</u>		846
561		
<u>政府資金の移動</u>		
期首残高		2,100
1,406		
期末残高		1,123
2,100		
準備金の増加/(減少)額	(977)	694
保有欠損額	<u>(45,335)</u>	<u>(47,067)</u>
政府資金の増加額	(46,312)	(46,373)

注記 14 現金変動分析

	2005年	2004年
注記	3月31日	3月31日
	£ 000	£ 000
期首残高		1,407
7,656		
現金増加/(減少)額	<u>1,136</u>	<u>(6,249)</u>
期末残高		2,543

1,407			
保有口座に預金された給付金	10		1,579
3,445			
現金減少額	10	(402)	(1,866)
期末残高	10		1,177
1,579			
現金合計残高			<u>3,720</u>
<u>2,986</u>			
現金増加/(減少)合計			<u>734</u>
<u>(8,115)</u>			

注記 15 営業剰余金の営業活動からの正味現金流入/(流出)

	注記	2005 年 3月31日 £ 000	2004 年 3月31日 £ 000
営業(赤字)		(46,549)	(48,919)
固定資産評価損	13		-
21			
固定資産除却損	13		5
26			
貸倒引当金の増加/(減少)額	7	166	(22)
減価償却費	6	600	514
借入金(増加)/減少額	7	(149)	(325)
前払金減少額	8	465	483
貸出金増加額	9		757
1,261			
保有口座へ預金された給付金減少額	10	(402)	(1,866)
プレ補償金額表制度準備金減少額	11	(16,717)	(5,832)
補償金額表制度準備金増加額	11		62,139
44,002			
修繕引当金増加額	11		<u>50</u>
<u>1,250</u>			
営業活動からの正味現金流入/(流出)額		365	(9,407)

注記 16 第 3 者資産

未成年者への補償給付金の保管が、制度の条項 3 に基づいて行われる。この措置の目的は、彼らが成人（年齢 18 才）に達したとき、蓄積された利息を含む給付総額の独占的な受給者となることを保証するためである。適当ならば、必要ペースで、暫定的な支払いが行われる。

その投資に適用される投資方針は、給付金をリスクの低い商業銀行口座に預金することである。会計年度における、その投資に適用される平均的利率は 4.10% であった。

	口座の数	2004-05	2004-05	口座の数	2003-04	2003-04
		£ 000	£ 000			£ 000
<u>£ 000</u>						
<u>保有給付金</u>						
期首残高		2,682		26,764		2,937
						27,030
年度中の預金	254	4,571		314	6,844	
既存口座への預金		51			181	
受取利息		<u>968</u>			<u>798</u>	
						5,590
						7,823
閉鎖口座	525	6,279		569	8,117	
引出額		937			406	
CICA への払戻し		41			12	
犠牲者への支払利息		<u>75</u>			<u>89</u>	
			(7,332)			(8,624)
決済口座						535
期末残高	<u>2,411</u>	<u>25,022</u>		<u>2,682</u>	<u>26,764</u>	

注記 17 資本誓約

2005 年 3 月 31 日現在、審査会は未払いの資本誓約は持たない。

注記 18 リース契約に基づく約束

この計算書の年度の後の年に賃貸料金を支払うというリース契約に基づく約束が下記の表に示され、リースの期限の切れる期間に応じて分析されている。

	2005年3月31日	2004年3月31日
	<u>£ 000</u>	
<u>£ 000.</u>		
リース契約の切れる時期が：		
1年以内	-	-
2年から5年の間		1,099
1,099		
5年後		<u>1,125</u>
<u>1,125</u>		
		2,224
2,224		

審査会のスタッフは3つの場所で雇用されており、主なものは Glasgow と London で、さらに Scotland の別の場所にファイル保管施設を持っている。これらの不動産のリース契約は、各場所に対し、各々2014、2007、および2011会計年度に終わる。

注記 19 不確定負債

一般的には、犯罪被害者補償上訴委員会の権限下の上訴段階で、時折、損害補償の事例が裁判による再審議に進むことがある。その他の事例では、将来、そうなるかもしれない。これらは審査会の将来の負債に影響を及ぼす可能性がある。

同様に、the Human Rights Act「人権法」に基づく判決が、時折、審査会の給付金の裁定に影響を与える。このような事例は全て緊密に監視され、そして将来もされるであろう。このような事例の結果の不確実性のため、審査会はその影響を定量化できず、それらに対する準備金は持たれない。

注記 20 バランスシート後の出来事

2005年12月7日、内務省は補償金額表制度の変更について諮問文書を発表した。現段階で、有り得る結果やその影響は不明である。

注記 21 関係団体の報告書

内務省とスコットランド政府は、審査会で任務につくスタッフの提供について審

査会の関係者である。

2005年3月31日期末の年度に、関係団体の年報が情報技術支援サービスと裁判による再審議費用について犯罪被害者補償上訴委員会を詳細に取り上げた。審査会は、犯罪被害者補償上訴委員会によって生じた裁判再審議費用に関する合計£57,838ポンドを弁済した。さらに、£10,503ポンドが2005年3月31日現在の債権残高に含まれていた。

注記 22 特別損失

£1,000ポンドまでの特別損失は会計官によって承認されるが、このレベルを上回るものは審査会のスポンサー、内務省によって承認される。殆どの事例が、書類の紛失した補償事例か、または裁判所による補償金を受取った申請者からの払戻に関する不良債務のいずれかである。2004-05年の帳消額は、£70,000ポンドになった。

注記 23 デリバティブやその他の金融手段

FRS13、デリバティブ、およびその他の金融手段は、その事業活動を行うときに事業体が直面するリスクを生み出しあるいは変化させる場合に、その期間中に、金融手段が持っている役割を公表する必要がある。NDPBの融資される方法やその事業の非商業的性質のために、審査会はある種の事業体が直面する金融リスクには曝されない。さらに、FRS13が主に適用されるリストアップされた典型的な会社の場合に比べて、金融手段がリスクを生む役割は限定される。

審査会は、借入金を持たず、その現金需要を内務省からの予算ベースの資金源による融資に依存している。したがって、流動性リスクに曝されない。実質的な資産や負債は全て英国通貨(ポンド)が使われ、通貨リスクにも曝されない。現金の公正な価値が簿価と同一である。FRS13によって許可されているように、バランスシートの日付から12ヶ月以内に満期又は支払い可能になった債務と債権は、この注記から除外される。

審査会は、実体上の現金残高を預金として持っている。配分された保有口座はバランスシートの現金残高に含まれる、一方、申請者の名義で保持される資金は、審査会の現金残高からは取除かれ、そして注記の形で公表される。これらの資金の全ての詳細は、これらの計算書の注記14に提示される。これらの個人的な預金口座を開く目的は、資金が保持される期間中、平均的な利率で利息を累積するためである。これらの投資に適用される投資方針は、低リスクの商業銀行口座に

給付金を預金することである。申請者に管理手数料はかけられない。この投資に適用される利息の平均的な利率は、2004-05 会計年度で 4.10%であった。

計算書指令

犯罪被害者補償制度に従って、大蔵省の承認を得て、内務大臣によって与えられた計算書指令

年次計算書は、会計年度の収支とキャッシュフロー、および年度末における業務の状態の公正で真実の姿を与えなければならない。この要請に従い、犯罪被害補償審査会は、2005年3月31日期末の年度とそれに続く年度について、以下に従って、計算書を作成すべきである：

- ・ 行政非部局公共団体：年次報告書および計算書ガイダンス
- ・ 公正で真実の姿を与えるために必要な計算書に関して、大蔵省が時々発布するその他のガイダンス
- ・ 内務大臣によって要求されたその他特定の公表

大蔵省と別途に同意された場合を除く、その場合、計算書の注記で例外が記述されなければならない。

内務大臣の名の下に署名

Joanne Drear
Victims and Confidence Unit
22 November 2005